

滋賀県産業廃棄物税のあらまし

目的・用途	資源循環型の社会づくりに向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取り組みを推進するため、平成16年1月1日から産業廃棄物税を導入しており、納められた税金は、 産業廃棄物の発生抑制 産業廃棄物の再生利用の促進 産業廃棄物の適正処理の推進 等を図るための費用に充てることとしている。
納税義務者	排出事業者（県外の間処理業者を含む）
課税対象	県内中間処理施設または県内最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	産業廃棄物の搬入重量（トン）
税率	1トンにつき1,000円
免税点	各年度ごとの課税対象となる搬入重量の合計500トン
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設への産業廃棄物の搬入 ・県内中間処理施設における処分後の産業廃棄物の搬入
申告納付方法	排出事業者の申告納付
申告期限	産業廃棄物を搬入した年度の翌年度の7月末
申告納付先	大津県税事務所

概 念 図

